

「新高速乗合バスへの移行及び 移行後のフォローアップについて

平成25年11月25日

国土交通省
東北運輸局

「高速ツアーバス」の業態構造に起因した問題

- 実施主体が旅行業者であり、そのサービスは旅行商品という位置づけ
 - 利用者に対する安全性確保や利用者保護の責任が曖昧なことが最大の問題点
 - バス停留所等の設置義務を負わないため、違法駐停車や周辺環境への悪影響等の問題
 - 夜間長距離のワンマン運行による過労運転の常態化

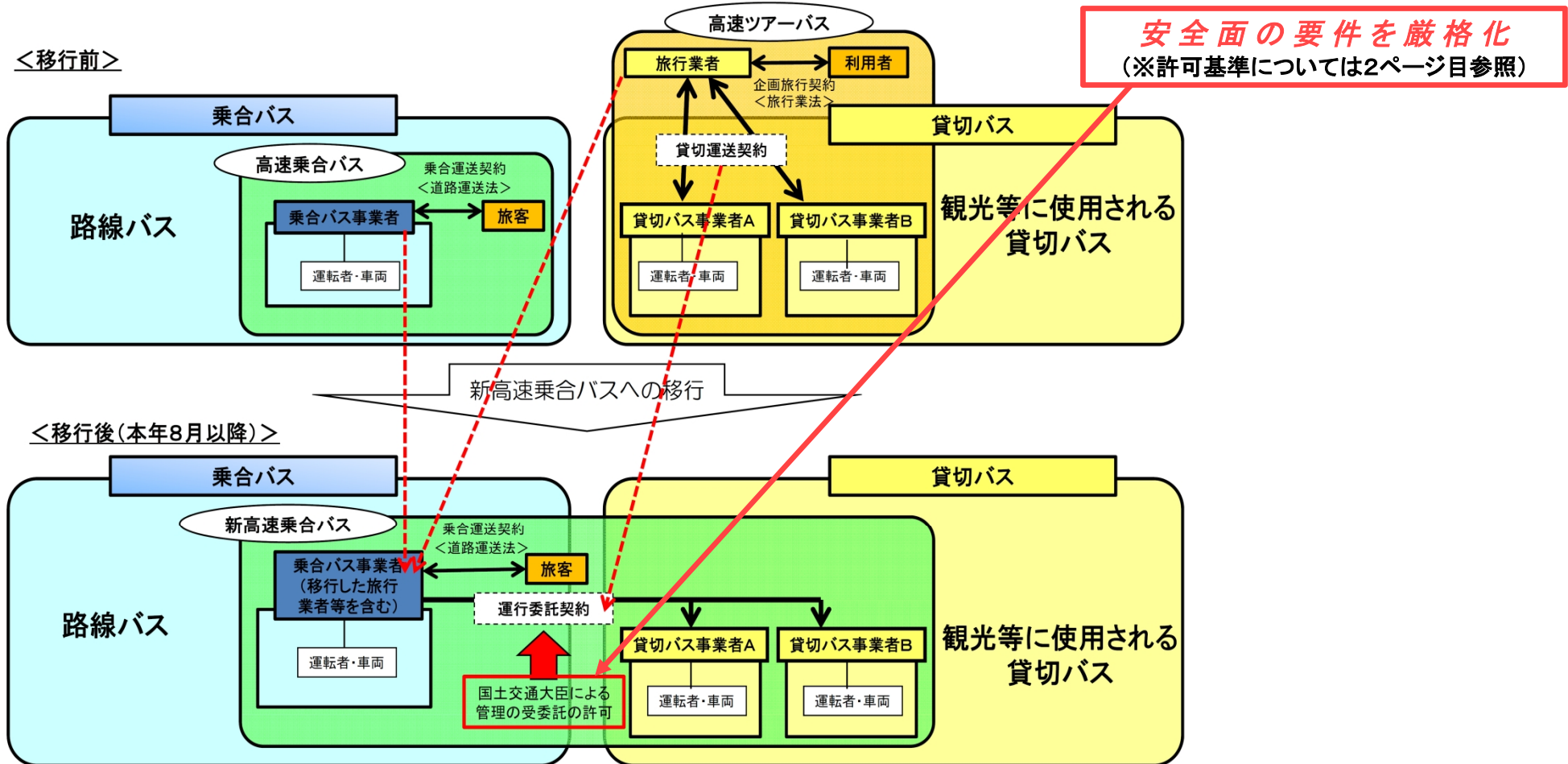


平成25年7月末までに

新高速乗合バスへの移行・一本化を完了

※平成25年8月からは

高速ツアーバスの運行は認めない



高速乗合バス事業者が、国土交通大臣の許可を受けて、他の高速乗合バス事業者に運行委託できる「管理の受委託制度」について、必要な安全確保措置を講じた上で、貸切バス事業者に対して委託できる類型を追加。

管理の受委託における安全面の要件の厳格化

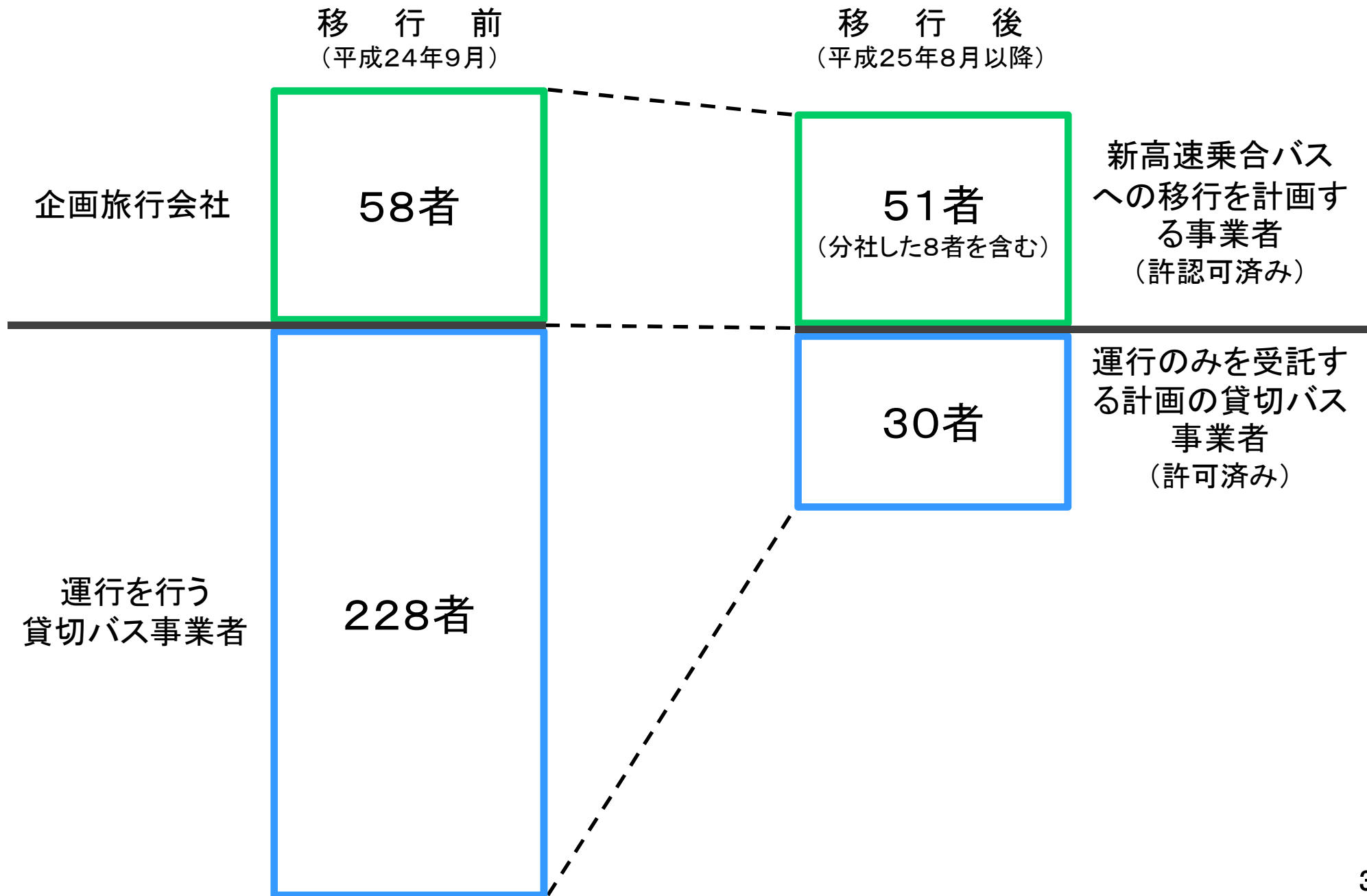
管理の受委託の許可基準

委託者	乗合バス事業者(管理の受委託に係る運送の 安全確保責任は委託者が負う)
受託者	<p>法令遵守状況等の厳格な要件を満たす事業者</p> <p>①貸切バス事業運輸開始後3年以上が経過、 ②過去1年間重大・悪質な法令違反の処分歴なし、 ③過去の行政処分歴が一定以内 等</p>
内部統制	<p>法令遵守のチェック体制を整備</p> <p>①委託者の運行管理者・整備管理者による指導・助言、 ②委託者による受託者の営業所の訪問調査を義務付け</p>
安全確保措置	<p>通常求めている水準以上の安全確保措置</p> <p>①運行管理者と代表者及び運転者との兼務を禁止、 ②安全管理規程に基づく委託者・受託者一体となった安全管理体制の構築(運輸安全マネジメントの実施等)、 ③関係する全ての事業者による安全意識の共有体制の構築(安全運行協議会) ④高速乗合バスの交替運転者の配置の基準に従って、交替運転者を配置 等</p>
委託範囲	委託者の高速乗合バス事業の 原則2分の1以内
使用車両	委託者又は受託者の車両

需要動向に対応した運行計画・運賃設定の実現

- ①**運行計画**の事前届出期間の短縮 ⇒ 実施の「30日前」から「**7日前**」に短縮。
- ②**運賃・料金**の事前届出期間の短縮 ⇒ 実施の「30日前」から「**7日前**」に短縮。
- ③**幅運賃**の設定 ⇒ 割引運賃について、運賃タイプ毎に、**上限額と下限額(上限額の80%以上)の幅による届出**が可能。

※平成25年10月1日現在



1. 新高速乗合バス事業に係る経営許可又は事業計画変更認可を受けた事業者(合計51者)

管轄運輸局名	事業者名
東北運輸局	弘南バス(株)
	(株)桜交通
	南部バス(株)
関東運輸局	イーグルバス(株)
	WILLER EXPRESS関東(株)
	WILLER EXPRESS北信越(株)
	(株)オー・ティール・ビー
	グレース観光(株)
	広栄交通バス(株)
	さくら観光バス(株)
	三栄交通(株)
	(株)ジャムジャムエクスプレス
	(有)武井観光
	(株)旅バス
	(株)千葉みらい観光バス
	東京富士交通(株)
	南部WILLER EXPRESS(株)
	ニュープリンス高速バス(株)
	(株)富士セービングバス
	(株)平成エンタープライズ
	ベイラインエクスプレス(株)
(株)ユタカコーポレーション	
北陸信越運輸局	泉観光バス(株)
	イルカ交通(株)
	ウエスト観光バス(株)
	トラビスジャパン(株)
中部運輸局	中日本エクスプレス(株)
	(株)丸一観光
近畿運輸局	青木バス(株)
	青垣観光バス(株)
	(株)インフォマティック
	WILLER EXPRESS関西(株)
	WILLER EXPRESS東海(株)
	エムケイ観光バス(株)
	(株)サンシャインエクスプレス
	神姫観光バス(株)
	日本高速バス(株)
	(有)山一サービス
	ユタカ交通(株)
(株)ローレル観光バス	
四国運輸局	海部観光(株)
	(株)高知駅前観光
	琴平バス(株)
九州運輸局	サンマリンツアー(株)
	(有)SOUDA
	(有)つくしの観光バス
	(株)天領バス
	ハッコートラベル(株)
	南九州観光バス(有)
(株)山口運送	
(株)ロイヤルバス	

※管轄運輸局については、当該事業者の本社所在地で整理
※五十音順

2. 新高速乗合バス事業に係る管理の受委託の許可を受けた事業者(合計30者)

管轄運輸局名	事業者名
東北運輸局	(有)ヨネザワバス観光
関東運輸局	(有)オートウィル
	(株)新日本観光自動車
	杉崎観光バス(株)
	(有)丹沢交通
	(株)中央観光
	帝産観光バス(株)
北陸信越運輸局	東京ヤサカ観光バス(株)
	ニュープリンス観光バス(株)
	(株)アリーナ
	(有)飯綱観光バス
	昌栄高速運輸(株)
	となみ観光交通(株)
中部運輸局	(株)丸一観光
	(有)ゆきつばき観光
	大野観光自動車(株)
	(株)高志観光バス
	菰野東部交通(株)
	鯨バス(株)
近畿運輸局	中日臨海バス(株)
	(有)東海特殊観光サービス
	(株)さやま交通
	(有)武元重機
	奈良交通(株)
	日本観光(株)
氷上観光(有)	
中国運輸局	ロウズ観光(株)
四国運輸局	(株)四国中央観光
	西讃観光(株)

※管轄運輸局については、当該事業者の本社所在地で整理
※五十音順

青森駅東口



青森駅東口(10番)

盛岡駅西口



盛岡駅西口バスターミナル(27番、28番、29番)



仙台さくらバスターミナル、代ゼミ前、ヨドバシカメラ前



秋田駅東口 (NHK前、駅東駐車場内)

山形駅西口、東口



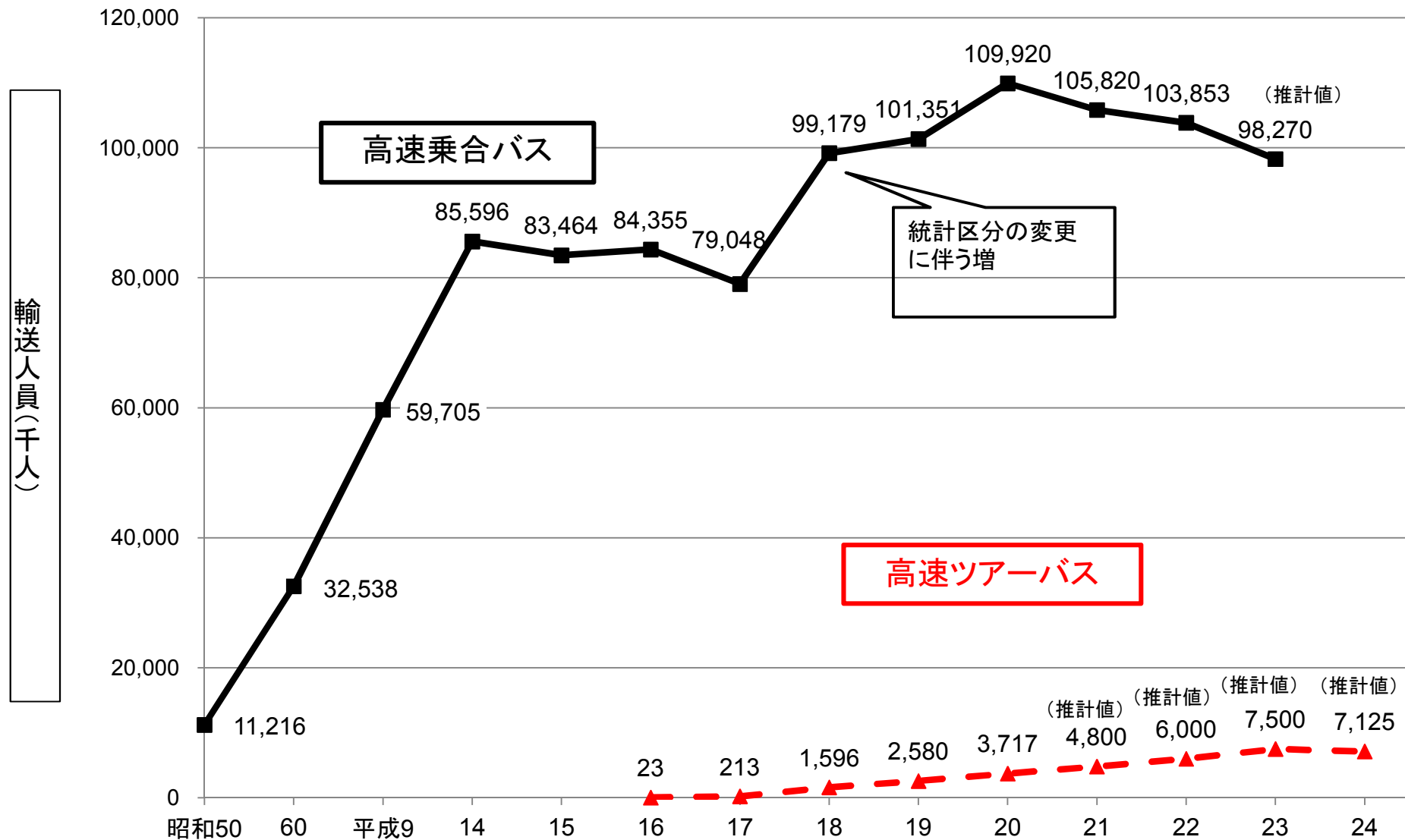
福島駅西口



山形駅西口(霞城セントラル前)、山形駅東口(山形銀行前)

福島駅西口(2番、東邦銀行前、ルネサンスプラザ福島前)

高速乗合バスと高速ツアーバスの輸送人員の推移



(乗合は年度／ツアーは暦年)

主要区間におけるピーク時の1日平均供給便数の比較

	平成24年8月		平成25年8月	
	高速ツアーバス	高速乗合バス	新高速乗合バス (移行事業者)	高速乗合バス
東京～ 大阪間	166便	125便	170便(+2.4%)〔見込〕 ↓ 165便(▲0.6%)〔実績〕	141便(+12.8%)〔見込〕 ↓ 140便(+12.0%)〔実績〕
合計	291便		312便(+7.2%)〔見込〕 ↓ 305便(+4.8%)〔実績〕	
東京～ 仙台間	56便	31便	44便(▲21.4%)〔見込〕 ↓ 36便(▲35.7%)〔実績〕	38便(+22.6%)〔見込〕 ↓ 52便(+67.7%)〔実績〕
合計	88便		82便(▲6.5%)〔見込〕 ↓ 88便(±0%)〔実績〕	

※高速ツアーバス・新高速乗合バスは、高速ツアーバス連絡協議会を通じ主要6社から、また、高速乗合バスは、日本バス協会を通じ主要10社(東京・大阪間は8社、東京・仙台間は4社)から、それぞれ聞き取り等により調査したもの。

※便数の端数は四捨五入している。

安全運行の点検の目的

- ▶ 平成25年8月1日から、高速ツアーバス等から新高速乗合バスへの移行・一本化及び高速乗合バス・貸切バスの交替運転者配置基準の全面適用を措置。
- ▶ 今般の制度移行や配置基準の全面適用について利用者等への周知徹底を図るとともに、新高速乗合バスへ移行した事業者等に対して法令遵守状況等について確認を行うため、全国各地の主要停留所等において、「安全運行の点検」を実施

●点検状況 (平成25年9月12日 仙台駅東口)



安全運行の点検の概要について

- 実施期間：平成25年7月31日(水)に新宿駅において制度移行に係る点検を実施したほか、平成25年9月2日(月)～9月20日(金)にかけて全国各地で点検を実施
 - 対象者：新高速乗合バス移行事業者(運行受託者を含む)の車両57台
 - 実施場所：新宿駅ほか全国主要駅の停留所37カ所
 - 点検内容：停留所の設置状況、運転者の健康状況、交替運転者配置基準やバス表示ガイドラインの遵守状況等について確認・指導を実施
 - バス表示ガイドラインの違反等が確認された2事業者に対して指導書を交付
 - 指導書交付を受けた2事業者から、後日、違反理由や改善内容を記載した改善報告書を受理
- ※ 利用者等への周知の観点から、点検時に制度移行等に関するチラシ配布 →

●利用者等へ配布したチラシ

利用者の皆さまへ
より安全・安心なバスを利用頂くため、新たな安全対策を実施しています！
※ 安全運行の点検を実施し、法令遵守状況を確認しました。

安全対策	内容
高速ツアーバスの新高速乗合バスへの移行・一本化	乗客の事業者が安全確保・利用客の乗車を円滑に実施することを目的とした実施。(平成25年8月実施)
高速乗合バス・貸切バスの交替運転者の配置基準の全面適用	運転者の交替運転を禁止するため、ワンマン運行の上限距離等を定め実施。(平成25年9月実施)
新しい高速乗合バス制度	交替運転者の配置基準
乗客が利用するサービス	安全で便利なサービスを提供

さらなる安全対策

国土交通省 東北運輸局

「安全運行の点検」の実施日時・場所 等

地方運輸局	日時		実施時間		実施場所
東北	9月	9日	8:45	~ 9:45	秋田駅東口
	9月	10日	9:00	~ 10:00	福島駅西口
	9月	10日	13:30	~ 14:30	山形駅東口、西口
	9月	11日	10:00	~ 11:00	青森駅東口
	9月	12日	9:45	~ 16:30	仙台駅東口
	9月	19日	10:00	~ 11:00	盛岡駅西口
関東	7月	31日	20:50	~ 21:10	新宿駅西口
	9月	13日	20:00	~ 20:30	東京八重洲口鍛冶橋
北陸信越	9月	4日	12:20	~ 14:30	長野駅東口、善光寺口
	9月	4日	16:45	~ 17:15	新潟港万代島フェリーターミナル
	9月	6日	23:00	~ 0:00	富山駅北口
	9月	9日	21:00	~ 22:30	金沢駅西口
中部	9月	11日	22:00	~ 23:30	名古屋駅西口
近畿	9月	5日	20:00	~ 21:30	WILLERバスターミナル大阪梅田
	9月	5日	20:00	~ 21:30	梅田プラザモータープール
中国	9月	13日	10:15	~ 10:45	広島駅南口
四国	9月	5日	12:15	~ 12:45	阿南津乃峰(あなんつのみね)停留所(徳島県)
	9月	5日	18:30	~ 19:00	コトバスステーション琴平停留所(香川県)
	9月	5日	18:30	~ 19:00	仁井田(にいだ)停留所(高知県)
九州	9月	10日	10:00	~ 11:00	博多バス停留所
	9月	10日	21:00	~ 22:00	榎田ロイヤルバス車庫バス停留所

【点検実績】 停留所37カ所、バス車両57台 → 指導書交付2件

移行前・移行後の全国一斉点検の実績

点検の趣旨

事業者の法令遵守状況や安全運行の確認を行うため、国土交通省の職員が直接バス乗降場等に出向き、運転者への聞き取りや車両確認により点検を行うもの。



一斉点検の様子

○平成24年7月20日 仙台



○平成25年4月25日 仙台



一斉点検の実施

平成24年7月20日 高速ツアーバス等の夜間運行の配置基準(緊急対策) 施行

○平成24年7月20日～8月31日
夏の多客期における一斉点検 実施

平成24年12月1日 貸切バスの夜間運行の配置基準 施行

○平成24年12月1日～2月29日
冬の多客期における一斉点検 実施

○平成25年4月25日～5月12日
ゴールデンウィークの多客期における一斉点検 実施

○平成25年7月19日～7月30日
夏の多客期における一斉点検 実施

平成25年8月1日 新高速乗合バスへの移行・配置基準(全面適用) 施行

○平成25年9月2日～9月20日 (及び7月31日新宿駅)
新高速乗合バス等の安全運行の点検 実施